

令和7年度 第1回那覇市総合教育会議資料

協議事項 「第4次那覇市教育振興基本計画(案)について」

『第4次那覇市教育振興基本計画(案)の概要』

那覇市教育委員会 生涯学習部 総務課

第4次那霸市教育振興基本計畫(案)

概要

1 計画の背景及び主旨（計画本文 4 ページ）

平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、地方公共団体は、国の計画を参酌し、それぞれの地域に応じた教育の振興のための施策に関する基本計画を定めるよう努めることとされました。本市教育委員会は平成 23 年 10 月に「那覇市教育振興基本計画」を、平成 28 年 3 月に「第 2 次那覇市教育振興基本計画」、令和 3 年 3 月に「第 3 次那覇市教育振興基本計画」を策定し、本市教育行政の諸施策の推進に取り組んできました。

第 3 次計画における取組みにより本市の教育行政に一定の成果を得ましたが、策定から 5 年が経過し、教育を取り巻く環境は変容し続けています。教育における不易と流行を見極めたうえで、本市の教育のさらなる発展を目指すため「第 4 次那覇市教育振興基本計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ（計画本文 5 ページ）

(1) 第5次那覇市総合計画との関係

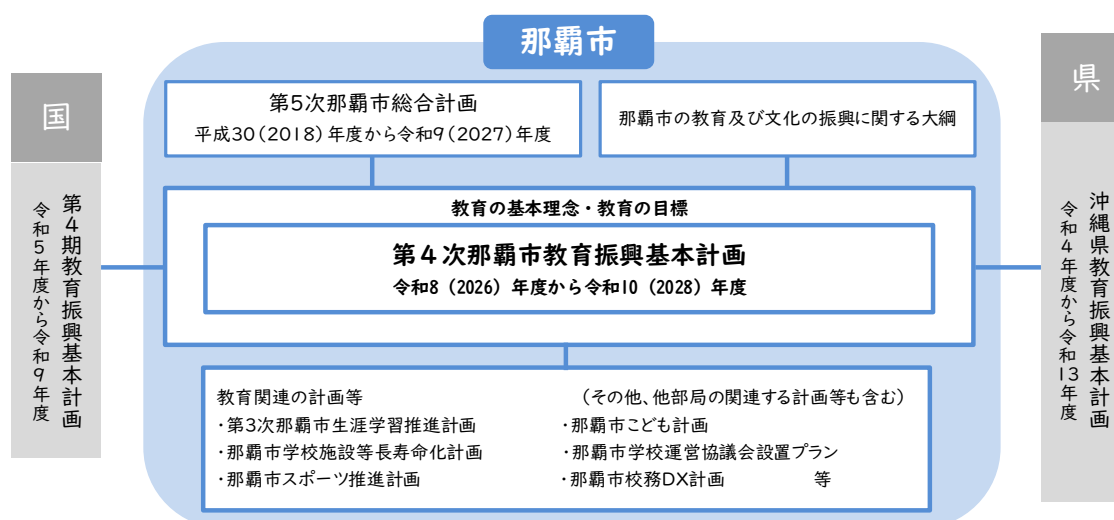
本計画は、本市の「教育の基本理念」のもと、「教育の目標」の実現に向けて、本市の教育に関する施策を体系的に示すものであると同時に、総合計画の教育に関する部門計画としても位置づけ、同計画を補完するものです。

(2) 国・県の計画との関係

策定にあたっては、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、国の「第 4 期教育振興基本計画」（令和 5 年度～令和 9 年度）を参酌するとともに、「沖縄県教育振興基本計画」（令和 4 年度～令和 13 年度）と整合性を図っています。

(3) 大綱及び本市既存計画との関係

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき市長が策定した「那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱」と整合性を図るとともに、本市における既存の計画等と連携して教育施策を展開していきます。



3 計画の期間（計画本文 16 ページ）

これまでの既存計画で5年としていた計画期間を、①本計画においては、3年間（令和8～10年度）とします。計画期間を3年間とすることで、②令和11年度に次期計画として第5次那覇市教育振興基本計画を策定することになりますが、③本市の次期総合計画と、④国の次期教育振興基本計画の策定が令和10年度に見込まれており、その翌年度に策定サイクルを合わせることで、⑤上位計画や関連計画の内容を迅速に反映できる効果が生まれます。

なお、本計画は3年間の短期間となることから第3次計画で一定の成果を得られた取組みを踏襲しつつ、⑥総合計画の一部改訂で追加された新たな視点や教育の現状を踏まえた施策を落とし込み策定しました。ただし、この期間の途中において、社会情勢の変化等の必要に応じて内容及び計画期間の見直しを行うことができるものとします。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	
那覇市	第5次那覇市総合計画 平成30年度～令和9年度							③次期 那覇市総合計画 令和10年度～										
	前期 大綱 R元～R4	那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱 令和5年度～令和8年度				次期 那覇市の教育及び文化の振興に関する大綱 令和9年度～												
	第3次那覇市教育振興基本計画 令和3年度～令和7年度					①第4次那覇市教育振興基本計画 令和8～10年度			②次期 那覇市教育振興基本計画 令和11年度～									
国	⑥【新たな視点を元にした施策】 ウェルビーイング向上、DX、働き方改革、不登校対策																	
	⑤【上位・関連計画のスピード感ある反映】 次期那覇市総合計画の反映及び（国）教育振興基本計画の参酌																	
国	前期計画 H30～R4	第4期教育振興基本計画 令和5年度～令和9年度					④次期 教育振興基本計画 令和10年度～											
沖縄県	前計画	沖縄県教育振興基本計画 令和4年度～令和13年度																

4 計画の領域（計画本文 10 ページ）

本計画における対象領域は、教育委員会が所管している施策・事業としています。また、市長部局で補助執行している文化財の保護に関する事業についても含みます。なお、他の部局が所管する計画で本計画に関係するものについては、関係部局と連携しながら事業を推進します。

5 計画の施策体系（計画本文 10 ページ-15 ページ）

第 5 次那覇市総合計画でまちづくりの将来像として掲げた「めざすまちの姿」のうち、教育の分野である「次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまちNAHA」の具体化及びその実現に向けた効率的で効果的な行政運営を行うため、総合計画の中間見直しで盛り込まれた「ウェルビーイング」や「デジタル・トランスフォーメーション(DX)」といった視点も加えながら、以下の体系で各取組を実施します。





政策

子育てが楽しくなるまちづくり

施策1 支援が必要な子どもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる

取組

1 経済的な支援による育ちの応援

- ・就学援助制度の周知の促進
- ・予算執行の効率化
- ・国や県と連携した学校給食費支援の推進



取組

2 こどもや保護者のそれぞれに適した支援の実施

- ・こどもや世帯の状況把握と関係機関へのつなぎ



政策

自らの力で未来を拓く子ども達を応援するまちづくり

施策2 自ら学び心豊かに成長する子どもを応援するまちをつくる

取組

1 学力向上の推進

- ・学力向上に関する取り組みの強化
- ・幼児教育と小学校教育の連携推進、小中一貫教育の推進に向けた計画及び実施
- ・国際理解教育及び外国語教育



取組

2 防災教育、キャリア教育及び人権教育等の充実

- ・危機管理マニュアルの見直しと防災教育の実施
- ・効果的なキャリア教育の実施
- ・道徳教育、人権教育及び平和教育の充実



取組

3 特別支援教育に関する支援の充実

- ・特別支援教育に関する支援の充実
- ・医療的ケア児の個々の状況に応じた適切な支援



取組

4 生活リズム確立の推進

- ・PTAとの連携による生活リズム確立の促進
- ・携帯電話・スマートフォン利用実態の把握及び保護者等との連携による指導
- ・食育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康安全教育の充実



取組

5 教師の指導力向上のための研修機会の充実

- ・教師の研修機会の充実
- ・情報活用能力育成における指導力向上とICT研修の充実

取組

6 ICT環境の整備と活用

- ・教員向けICT研修の充実化及び教育データ活用の定着
- ・最適な通信環境の構築
- ・デジタルドリル等デジタル教材の活用促進



取組

7 不登校等児童生徒等への支援

- ・不登校等児童生徒等への対応及び支援



取組

8 地域とともにある学校づくり

- ・学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進
- ・円滑な導入と効果的な取組に向けて



取組

9 教員の子どもと向き合う時間の確保及び充実

- ・教員の負担軽減へ向けた人的支援体制の充実
- ・教員の負担軽減に係る取組の推進
- ・教員のメンタルヘルス対策の推進



施策3 学校施設の補修・整備をすすめ、安全安心な教育環境があるまちをつくる

取組

1 学校施設の維持管理及び長寿命化対策

- ・学校施設の維持管理及び長寿命化対策



取組

2 学校施設のバリアフリー化

- ・学校施設のバリアフリー化

取組

3 学校給食施設の整備及び小規模学校給食センター化の推進

- ・学校給食施設の計画的な整備



政策

生涯学習を推進し、地域の教育力を向上させるまちづくり

施策4 どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる

取組

1 生涯学習活動拠点の整備・充実

- ・生涯学習活動拠点の整備・充実



取組

2 生涯学習関連事業の充実

- ・市民の学習ニーズや地域課題に応える学習プログラムの充実
- ・学んだ成果を地域等に還元していくための支援
- ・学習情報の提供・相談の充実
- ・家庭を取り巻くコミュニティ形成の促進
- ・国際化に対応する人材育成のための各種講座の開設



取組

3 協働による生涯学習の推進

- ・地域コミュニティ活動の充実
- ・NPO、大学、企業等との連携強化
- ・つながりを育む社会教育人材の育成



取組

4 地域との連携による青少年の健全育成

- ・成長に応じた豊かな体験や学習機会の提供と社会参加の推進
- ・青少年団体等との連携の推進



施策5 どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる

取組

- 1 身近でスポーツ・レクリエーションができる環境の整備、充実
・快適なスポーツ環境の整備・充実



取組

- 2 市民のライフステージに合わせたスポーツ・レクリエーションの機会確保
・スポーツ・レクリエーション活動をととした健康・生きがいづくりの機会提供
・市民のスポーツ・レクリエーション活動の機会提供
・児童生徒のスポーツ・レクリエーション活動の推進
・高齢者や障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の機会提供



取組

- 3 人材育成と指導者の確保
・スポーツ推進委員の育成・活動支援
・スポーツ・レクリエーション指導者の育成・活動支援



取組

- 4 地域社会、学校、企業、スポーツ団体等との連携推進
・地域社会、学校、企業、スポーツ団体等との連携推進



施策6 学校が学びや育ちの拠点となるまちをつくる

取組

- 1 学校を拠点としたコミュニティの充実
・学校施設開放の拡充及び利便性の向上



取組

- 2 学校施設を活用した地域との連携による青少年の健全育成
・安全・安心な居場所づくりと環境整備
・子ども・若者を支援するネットワークの充実
・地域及び学校との連携の推進



取組

- 3 学校施設を活用した生涯学習ができる環境の整備、充実
・学校施設を活用した生涯学習ができる環境の整備、充実



取組

- 4 学校体育施設を活用したスポーツ・レクリエーションができる環境の整備、充実
・学校体育施設開放事業の充実



取組

- 5 市民のライフステージに合わせたスポーツ・レクリエーションの機会確保
・スポーツ・レクリエーション活動の機会提供



政策

郷土の歴史、伝統文化・芸能にふれあい、新たな文化を創造するまちづくり

施策7 文化が保存され継承されるまちをつくる

取組

- 1 文化財の保存と継承
・継承されてきた有形・無形の文化遺産の保存と後世への継承
・埋蔵文化財発掘調査で出土した遺物の保管・管理・活用
・地域の文化資源の保存・継承・活用

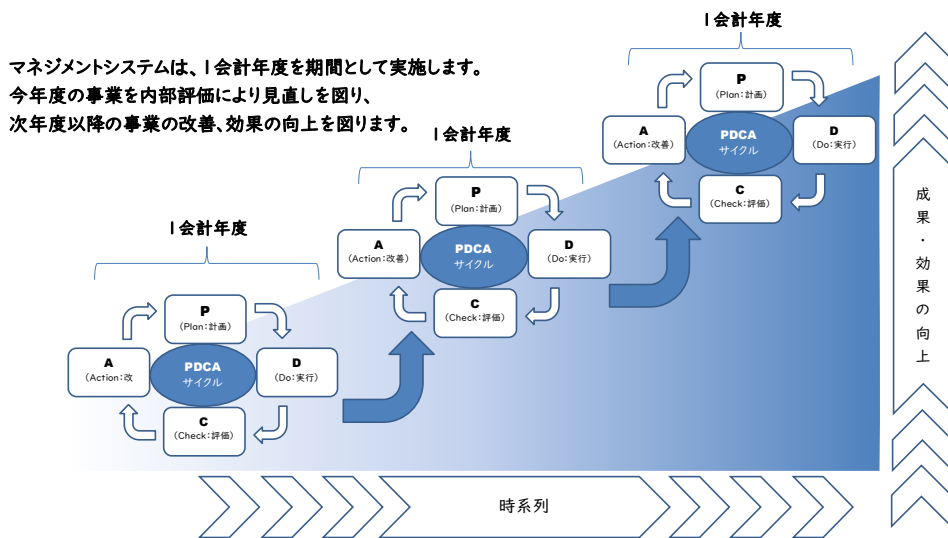


6 計画の進捗管理（計画本文 104 ページ）

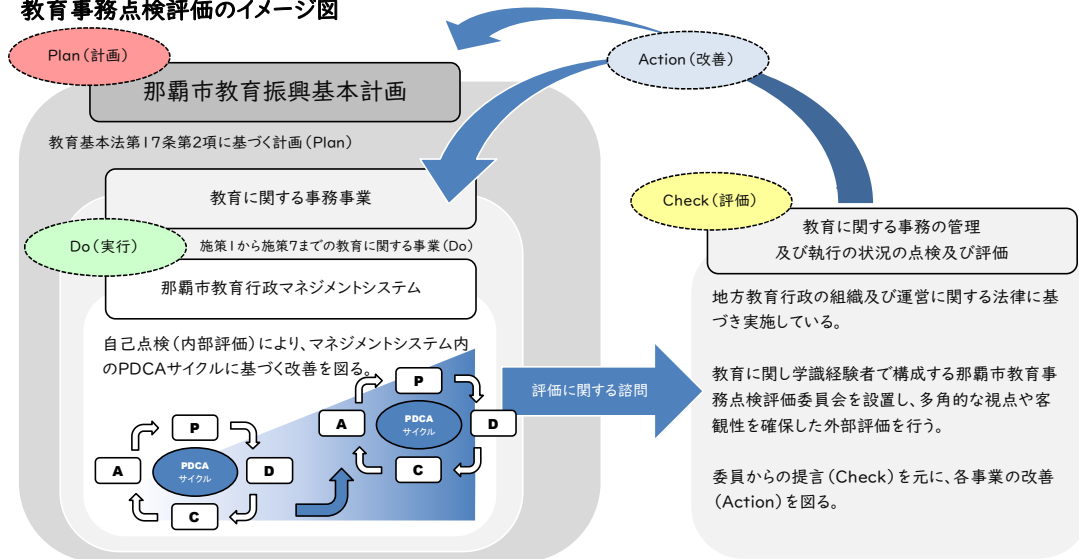
教育委員会では、第4次那覇市教育振興基本計画の取組及びその他教育行政に係る重要施策等を適切に進行管理し、教育行政の円滑な運営と主要事業の成果の向上を図ることを目的に「那覇市教育行政マネジメントシステム」を活用します。毎年度、具体的な目標を設定し、PDCA サイクルにより適切にその推進を図るものとします。

また、総合計画及び本計画の体系区分の各施策を基本に事業を抽出し、外部委員で組織する那覇市教育事務点検評価委員会による点検及び評価を行います。教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることで、多角的な視点や客観性を確保し、提言を元にした事業等の改善につなげ、効果的な教育行政の推進を図ります。

そして、「那覇市教育行政マネジメントシステム」及び「那覇市教育事務点検評価※」の結果に加え、施策の指標に掲げる目標値の達成状況を、ホームページで公表し市民への説明責任を果たします。



教育事務点検評価のイメージ図



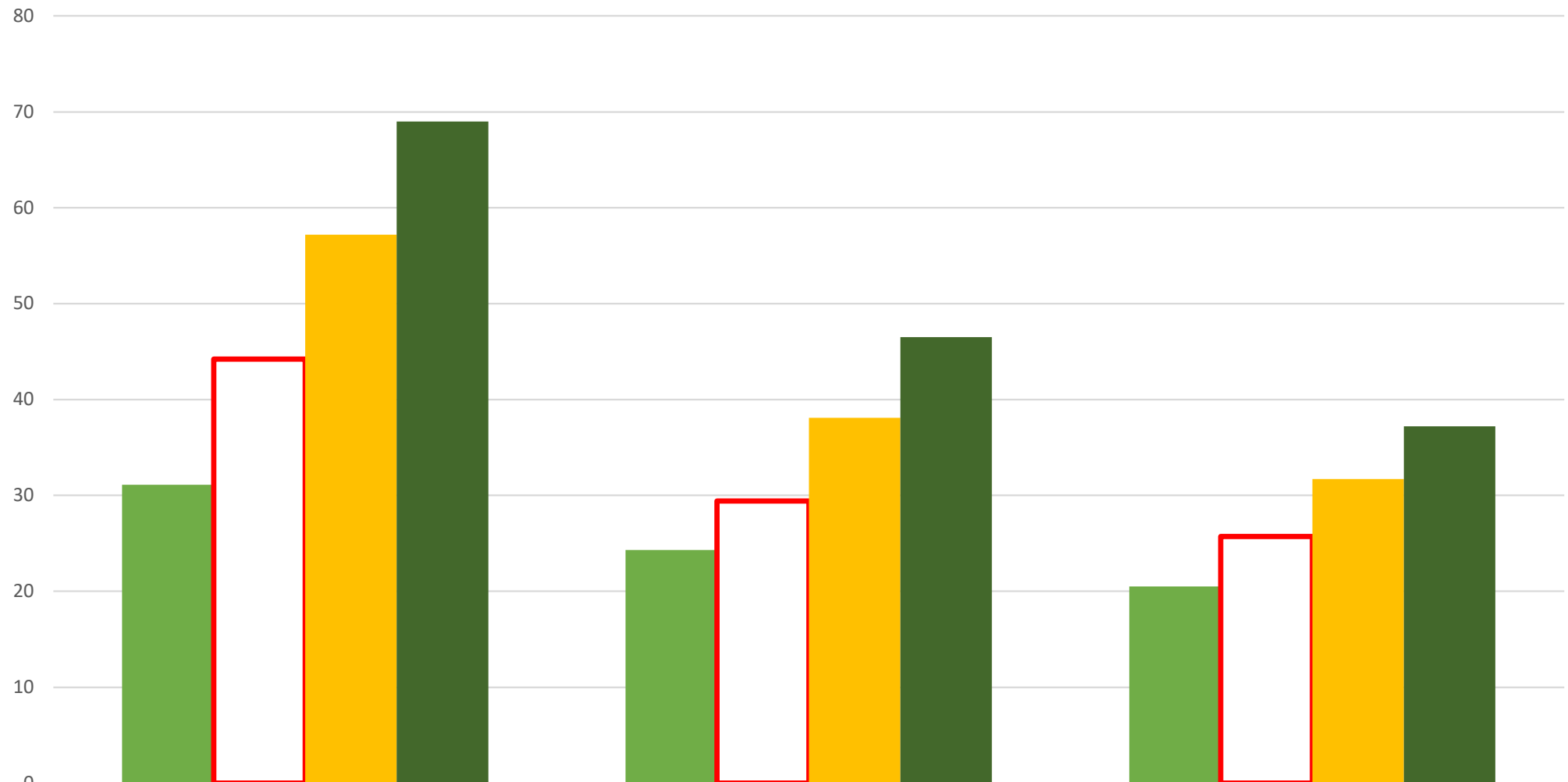
令和7年度 第1回那覇市総合教育会議資料

協議事項 「第4次那覇市教育振興基本計画(案)について」

『不登校児童生徒等への支援』

那覇市教育委員会 学校教育部 教育相談課

1000人当たりの不登校児童生徒数(人)



	那覇市	沖縄県	全国
■ R2	31.1	24.3	20.5
■ R3	44.2	29.4	25.7
■ R4	57.2	38.1	31.7
■ R5	69	46.5	37.2

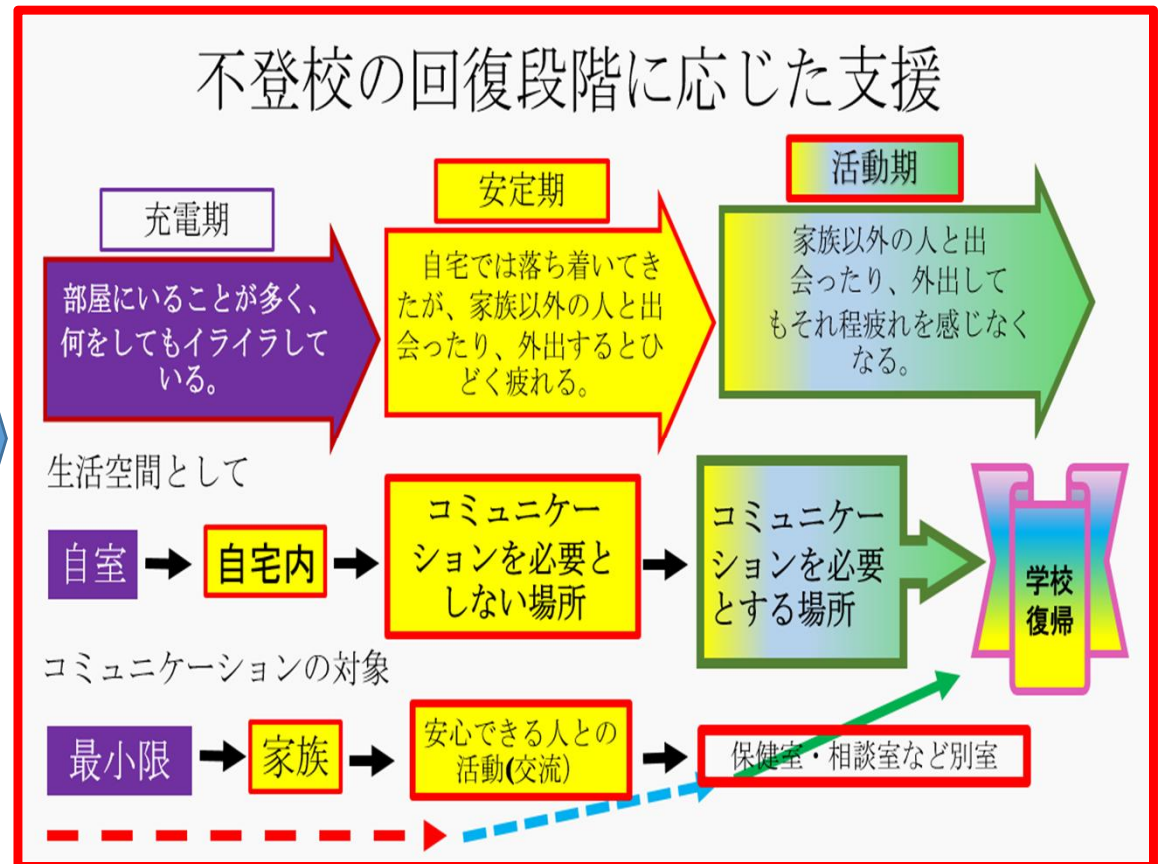
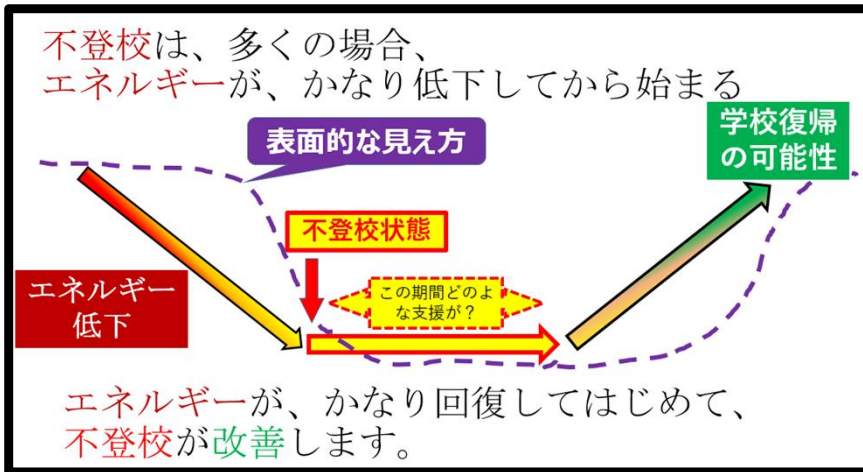
データが示している通り、全国的に不登校は増加傾向にある。不登校1000人あたりの不登校児童生徒数を比べてみると、全国に比べて県は不登校数が多いが、那覇市はさらに人数が多いことが分かる。その主な原因については「無気力・不安」の項目が高い数値を示しているが、家庭環境や学校でのトラブルなど、様々な要因が挙げられている。

不登校に対する考え方

不登校児童生徒への支援は「**学校に登校する**」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること

不登校の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため**年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的理由による者を除いたもの**



教育相談課事業相関図

教育相談課

津波避難ビル2・3階

①教育相談
不登校など様々な悩みを持つ児童生徒や保護者、教師に対して、心理士等による教育相談・支援を行う。

②自立支援教室
(きら星・むぎほ)
体験活動を通して居場所作りを行い自立支援・学校復帰を目指す。

③学習支援室
(ていんぼう)
不登校児童生徒に対して個別、集団の学習支援を実施。

④あけもどろ学級
不登校児童生徒を集団で支援を行う。

学校復帰

学校

①教育相談支援員(週4日4時間勤務)全校に配置
不登校・登校渋りの児童に対応。居場所作りや登校支援。

②校内自立支援員(週5日7時間勤務)県の委託事業 5校配置
不登校・登校渋りの児童に対応。学習支援も実施。

③出張自立支援教室(定期的に訪問)
校内で自立支援教室の取り組みを体験。

④訪問学習支援(要請のあった小学校や中学校に支援)
個別や集団に学習支援。

⑤子ども寄添支援員(17校区に配置。担当校に週1回以上訪問)
福祉関係の支援。関係機関に家庭や児童生徒を繋げる。

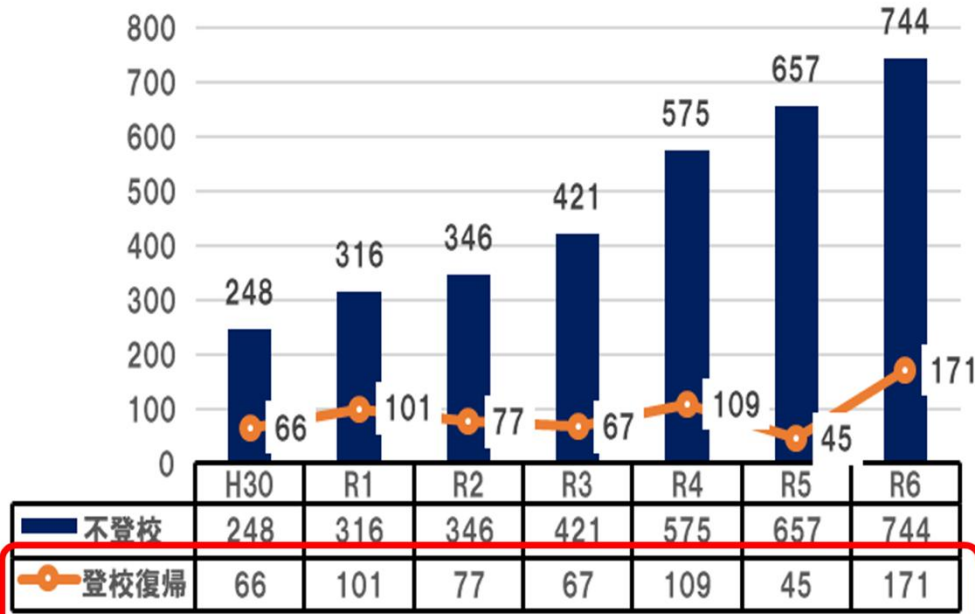
学校復帰

公民館などの公共施設

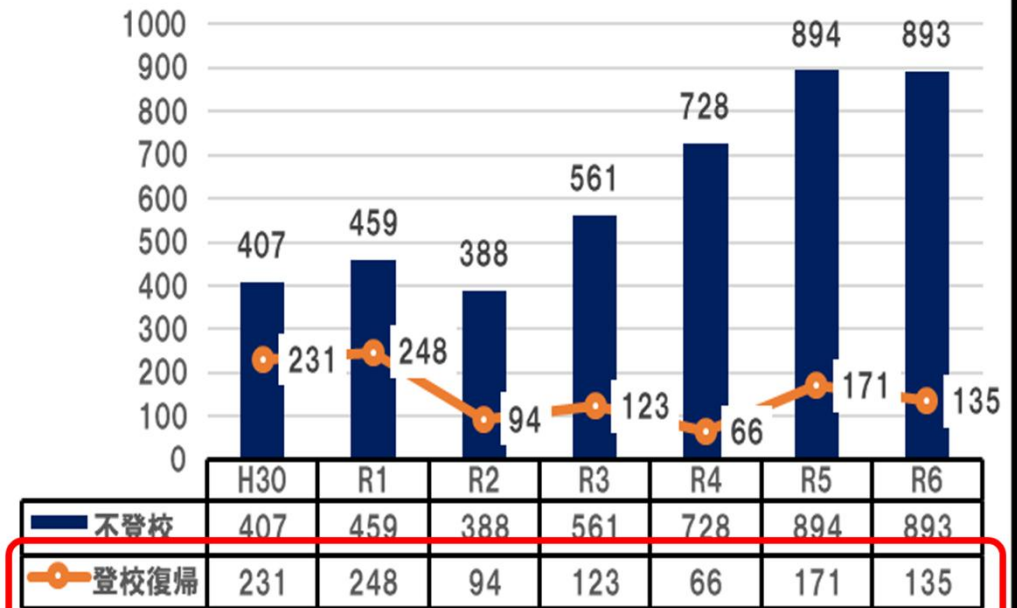
①自立支援教室
津波避難ビルや学校で支援ができない児童生徒の支援。

②サテライト学習支援
津波避難ビルや学校で支援ができない児童生徒の学習支援。

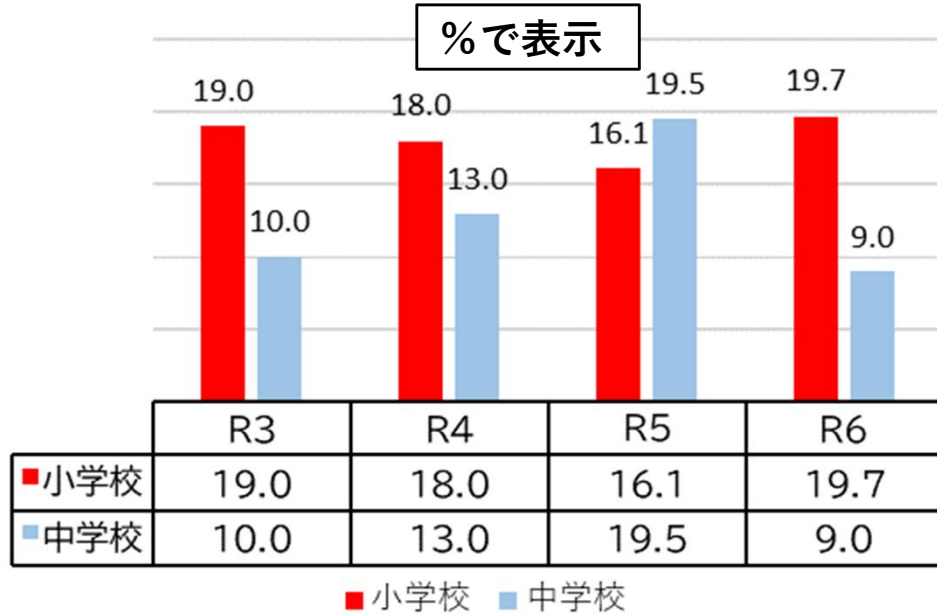
不登校児童と登校復帰数(小学校)



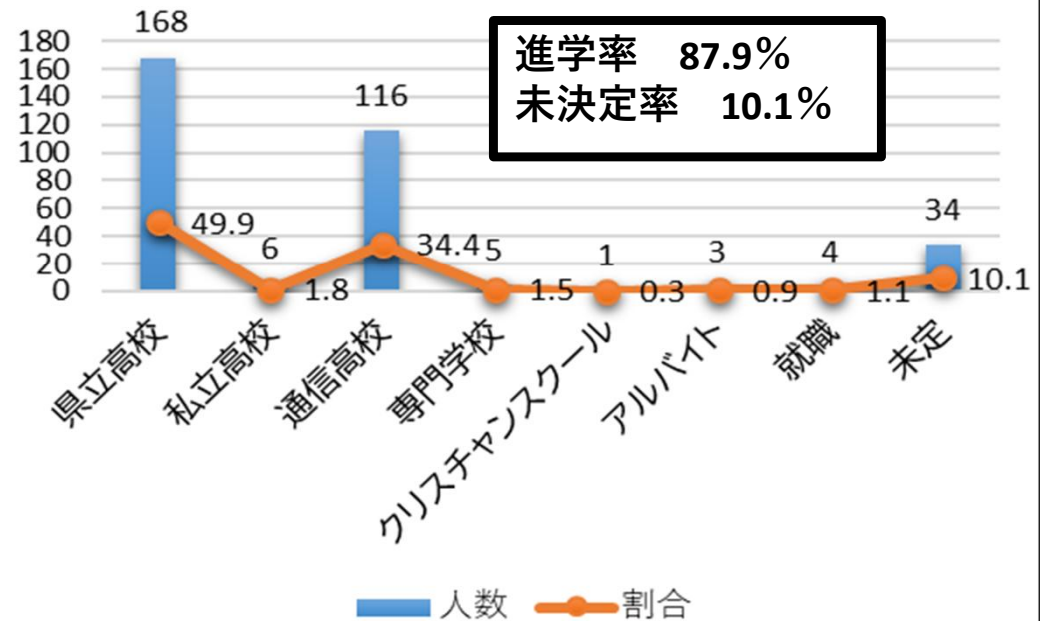
不登校生徒と登校復帰数(中学校)



不登校児童生徒の内、学校内外の相談機関等で相談・指導を受けていない割合(年度別)



中学卒業後の進路調査 (R6)



【小学校】

校内自立支援室を設置している学校の不登校児童生徒数(学校平均)

(3校は令和6年度から設置、1校は令和4年度から設置)

年度	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	不登校数	内訳		不登校数	内訳		不登校数	内訳	
		継続	新規		継続	新規		継続	新規
人数	24.3	10.0	14.3	31.5	12.3	19.3	25.5	19.8	5.8
不登校率	1.1%	—	—	1.5%	—	—	1.3%	—	—

校内自立支援室を設置していない学校の不登校児童生徒数(学校平均)

年度	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	不登校数	内訳		不登校数	内訳		不登校数	内訳	
		継続	新規		継続	新規		継続	新規
人数	15.1	7.9	7.2	16.6	9.3	7.3	20.1	10.3	9.8
不登校率	2.9%	—	—	3.3%	—	—	4.0%	—	—

令和7年度 第1回那覇市総合教育会議資料

協議事項 「第4次那覇市教育振興基本計画(案)について」

『学校における働き方改革』

那覇市教育委員会 学校教育部 学校教育課・学務課

1 現状

近年、学校の担う役割が複雑化し、教員の負担増による長時間勤務が深刻な状況となっ
ています。日常的に児童生徒に関わる教師にのみ負担が集中することなく、多様複雑化・困難化した課
題に、多角的な視点や多様なアプローチが取れるよう、専門的知見やスキルを持つ人材を活用し
た組織的な支援が求められています。また、本市は業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を
図ることを目的として「那覇市教育職員働き方改革推進プラン」を策定し、学校における働き方
改革を推進してきました。メンタルヘルス不調により休職する那覇市の教員は減少傾向にありま
すが、依然として全国に比べて高い割合となっています。学校における働き方改革は、教員のワ
ークライフバランスの推進に留まらず、那覇市の未来を担うこども達の育成にかかる課題である
ことから、更なる取組を推進する必要があります。

2 学校における働き方改革の3分類「公助・共助・自助」

(1)「公助」としての取組

ア 人的支援（チーム学校として）

教員業務支援員

教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的に、教員
の業務支援に従事し、負担軽減を図るため全小中学校へ配置。

スクールロイヤー

学校で起こる保護者とのトラブルやいじめ問題等について、「子どもの最善の利益」を
目的に、法的側面から専門的なアドバイスを得るためにスクールロイヤー（弁護士）を
活用して、学校におけるトラブル未然防止のための法律相談や研修等を実施。

学校問題解決支援員

学校で起こる喫緊・緊急の課題である理不尽・過剰なクレーム、あるいは児童生徒に係
るいじめ・触法行為・SNSトラブル等に迅速に対応するため、学校問題解決支援員を配
置し、専門的な知見からのアドバイスを実施。

中学校部活動指導員

中学校部活動の適正な在り方と地域移行（展開）に向けた取組を推進するため、中学校
部活動指導員を市立中学校17校に配置。

なお、生徒がスポーツや文化活動等に継続して取り組める環境整備の一環として、学校
体育館へのスマートロック設置を生涯学習部の「部活動の地域連携・地域クラブ移行支
援事業」において行っています。

イ 校務のDX化

校務支援システム

通知表や指導要録、調査書の作成および出席状況の集計作業等をシステム上で行うこと
で、データの一元管理を行います。これにより、児童生徒の進級とともに学年横断的に
蓄積されていくデータを活用する事ができ、「手書き」「手作業」が多い教員業務の効
率化。

学校ポータルサイト

学校内の情報を集約し、校内のどこからでも確認ができる学校ポータルサイトを導入し
ました。これにより、従来、職員室で行っていた各種支援員への業務依頼や職員会議等
の資料共有を校内どこからでも行うことができ、情報共有の円滑化や校務の効率化。

学校保護者等連絡ツール

学校や教育委員会からのお知らせおよび欠席連絡等をデジタル化することで、校務の効
率化を図ります。これにより、紙資料の印刷業務や保護者等との電話対応時間の削
減等、事務負担の軽減に繋がります。

ウ 組織体制

教員負担軽減タスクフォース

古謝副市長と宮里教育長を共同座長とする「教員負担軽減タスクフォース」により、教員の業務の多忙化を解消し、負担の軽減を図り質の高い教育の維持と更なる充実のため、取組を進めています。

(2)「自助・共助」としての取組

ア 学校業務改善活動

令和6年度にモデル校等において実施した学校業務改善活動を、全小中学校でも実践できるよう、業務改善の考え方や活動の進め方として「那覇市立学校教職員の業務改善アクションプログラム」を策定し、その実践事例を周知しています。

令和7年度は、全小中学校においてアクションプログラムを基にした業務改善活動を実践。コンサルティング事業者とともに、ワークショップに係る相談会やテーマ別研修会の開催し、その活動を支援しています。

また学校業務改善サイトを開設し、関連資料や研修動画、業務改善事例集等を掲載し情報を一元化しています。

3 メンタルヘルス対策への取組

(1) 公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業

文部科学省よりR5年度からR7年度にかけて沖縄県を介し受託、産業保健を提供する(株)Avenirに再委託し、医師や保健師、心理士などによる夜間や土日にも相談可能なオンライン相談窓口の開設や、管理職向けラインケア研修、全教員向けメンタルヘルスに関するセルフケア研修の配信、学校訪問による管理職ヒアリング、休職者向けのオンラインによる復職支援などの取り組みを行っています。

(2) その他の取組

ストレスチェックについては、実施期間中、定期的に受検状況を学校長へメールで報告し、教育長からは校長会などの管理職の集会の場などで受検の声かけを行い、積極的な勧奨を行うことで受検率が向上しました。また、相談窓口や那覇市の健康に関する取り組みを記載したチラシの配布、産業医や衛生委員会の活用についてまとめたリーフレットなどを作成し、沖縄県とも連携し学校訪問を実施するなど周知活動を行っています。

4 取組効果

(1) 時間外勤務（教職員）

ア 月当たりの時間外勤務の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	38時間47分	33時間53分	33時間16分	34時間01分	31時間09分	30時間30分
中学校	45時間54分	37時間52分	39時間44分	39時間58分	38時間21分	38時間41分

イ 時間外勤務 80 時間超の人数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	582人	525人	389人	339人	266人	187人
中学校	882人	676人	520人	426人	313人	351人

(2) 教員の休職者数（精神）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
休職者数 (精神)	22人	22人	37人	32人	46人	32人

5 今後の展開

令和7年度に実施した学校業務改善活動の継続や標準的な改善事例への取り組みを進め、学校による業務改善活動が自走することを目指すとともに、各種支援策を通じて、教育委員会として教員の負担軽減を引き続き支援していきます。

また、メンタルヘルス対策の推進として、教員の健康と安心して働ける環境を実現するため、産業医や保健師による相談・支援体制の充実、労働安全衛生管理の整備、研修によるメンタルヘルス知識の普及を進めていきます。これにより、教員が働きやすい環境を整え、子どもたちへの教育の質の向上につなげていきます。